明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令（**総務**六七）　二

○特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三九）　四

〔告　示〕

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の一部を改正する告示（**総務・文部科学**一）　四

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の一部を改正する告示（**同**二）　六

○除籍の一部が滅失した件（**法務**一八五）　六

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（**同**一八六）　七

○シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一八四）　七

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**一八五）　八

○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**一八六、一八七）　八

○円借款の供与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一八八）　八

○国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でするとができる事務所を指定する件の一部を改正する件（**国税庁**一五）　八

○特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行規則第六条第三号及び第八条第二号イからハまでの農林水産大臣の定める率を定める件（**農林水産**一二七三）　八

○登録検定機関の代表者を変更する件（**気象庁**二）　八

〔**人事異動**〕

内閣　法務省　最高裁判所　八

〔**官庁報告**〕

官庁事項

保障契約証明書の無効について（神戸運輸監理部）　八

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

財団関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　九

特殊法人等

特定投資準備金の額の減少関係　二九

会社その他

省　令

○総務省令第六十七号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第五号（同法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

総務大臣　松本　剛明

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前	
（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの） **第九条**　法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。 一　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。）のいずれにも適合すること。 ［二　略］ 三　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号に適合する場合は、この限りでない。 ［削る］	（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの） **第九条**　［同上］ 一　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号イを除く。）のいずれにも適合すること。 ［二　同上］ 三　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。 イ　衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が○・五を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 (1)　衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送を除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が○・五を超えないこと。 (2)　衛星基幹放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が○・五を超えないこと。 ロ　当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務を自ら行うものでないこと。 ロ　［略］ ［四・五　略］ （第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例） **第十三条**　第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。	イ　当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。）の業務を自ら行うものでないこと。 ロ　［略］ ［四・五　略］ （第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用に係る特例） **第十三条**　第八条第七号イ及び第九条第三号ロの規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第十五号）の施行に伴い、並びに特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項第二号、第五条第二項第五号及び第三項第一号並びに第十二条の規定に基づき、特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十七日

農林水産大臣　坂本　哲志

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則（平成元年農林水産省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行規則 （特定農産加工業） **第一条**　特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第二項第一号の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。 一～十四　（略） 2　法第二条第二項第二号の農林水産省令で定める農産物は、次のとおりとする。 一　小麦 二　大豆 3　法第二条第二項第二号の農林水産省令で定める業種は、小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業とする。 （関連業種） **第三条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。 一　果実加工食品製造業（第一条第一項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる業種を除く。） 二～十　（略） 十一　冷凍冷蔵食品製造業（生乳又は乳製品を原材料として使用しているものに限り、第一条第一項第十二号に掲げる業種を除く。） 十二　食肉調製品製造業（第一条第一項第十三号及び第十四号に掲げる業種を除く。）	特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則 （特定農産加工業） **第一条**　特定農産加工業経営改善臨時措置法（以下「法」という。）第二条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。 一～十四　（略） （新設） （新設） （関連業種） **第三条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める業種は、次のとおりとする。 一　果実加工食品製造業（第一条第一項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる業種を除く。） 二～十　（略） 十一　冷凍冷蔵食品製造業（生乳又は乳製品を原材料として使用しているものに限り、第一条第十二号に掲げる業種を除く。） 十二　食肉調製品製造業（第一条第十三号及び第十四号に掲げる業種を除く。）
（経営改善措置に関する計画に関する基準） **第六条**　（略） （調達安定化措置に関する計画の記載事項） **第七条**　法第五条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、調達安定化措置の実施に伴う設備の設置及び不動産の取得に関する事項とする。 （調達安定化措置に関する計画に関する基準） **第八条**　法第五条第三項第一号（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第五条第一項の計画の達成される見込みが確実であること。 二　法第五条第二項第一号に掲げる事項が、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。 イ　その農産加工品において調達先としての指定農産物の生産地の変更の措置（当該措置に係る新商品又は新技術の研究開発又は利用の措置を含む。）に係る指定農産物等及び代替原材料の使用の措置（当該措置に係る新商品又は新技術の研究開発又は利用の措置を含む。）に係る代替原材料の総数が、当該農産加工品において原材料として使用される指定農産物等及び代替原材料の総数のうちに占める割合の目標として農林水産大臣の定める率を上回る率を定めるものであること。 ロ　その農産加工品において原材料たる指定農産物等の効率的な使用の措置（当該措置に係る新商品又は新技術の研究開発又は利用の措置を含む。）により削減される指定農産物等の総数が、当該農産加工品において原材料として使用される指定農産物等の総数のうちに占める割合の目標として農林水産大臣の定める率を上回る率を定めるものであること。	（計画に関する基準） **第六条**　（略） （新設） <

ハ　その農産加工品を生産する事業所において現に有する指定農産物等及び代替原材料の保管施設の容量と、当該事業所において原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管に係る措置により増加する指定農産物等及び代替原材料の保管施設の容量との比率の目標として農林水産大臣の定める率を上回る率を定めるものであること。	
（権限の委任） **第九条**　法第五条第一項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、同条第五項において読み替えて準用する法第四条第一項及び第二項並びに第十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、法第五条第一項の計画に係る事業所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。	（新設）

附　則

この省令は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年七月一日）から施行する。